

材木商冬木屋の致富と美術品収集

——三代目政郷の活動に注目して——

論文要旨

本稿では、江戸の材木商冬木屋について三代政郷（一六七六一—七二二）による材木商としての活動と美術品収集に注目する。父である二代政親は、元禄期に鹿島十分一番所での税の請負取り立てや、犬山屋神戸家との取り引きが確認できた。このような材木商としての活動をより発展させた三代政郷の経営では、弟らと共に、宝永期から正徳期にかけての飛騨南山元伐請負に参画していた。以上の点から致富の過程を明確にした。宝永五年、京において政郷は、金森頼峯から、利休作竹花入銘「園城寺」（東京国立博物館蔵、龍巖徳真墨蹟（根津美術館蔵）、白雲子・月江正印両筆墨蹟（個人蔵）、以上三件の作品を入手していた。このような時期における冬木屋の美術品収集の特色は、商家の性格上、美術品の資産的な意味合いがあった。その一方で当時の冬木屋では陰徳という信仰の側面が寺院などへの寄進から確認でき、物心両面から美術品収集がなされていたと結論した。

キーワード 【冬木屋上田家、金森家、千利休作竹花入銘「園城寺」、

龍巖徳真墨蹟、白雲子・月江正印両筆墨蹟】

宮武慶之

はじめに

江戸の材木商である冬木屋は、上州板鼻より出た上田直次（一六六四没）を初代とし、承応年間に南茅場町で創業し、近代に至るまで存続した。従来、冬木屋の先行研究では、島田一郎（一八八六一—一九五二）が、冬木屋についての文献を提示し、歴代を紹介したことで、その後の同家に関する研究の基盤となった。^①特に延宝三（一六七五）年、金杉の船入堀の工事に際して、大田南畝（一七四九—一八二三）による『竹橋余筆』の記事を挙げ、冬木屋が工事の請負により富豪となったとする。この点は以後の研究でも引き継がれた。また浜田宗男氏は、冬木屋の材木商としての活動に注目し、江戸時代後期の冬木屋が仲買問屋に加入した点を論じている。^②これらにより冬木屋は、富裕な商人となり美術品収集が行われ、茶の湯に親しんだと理解されてきた。

しかしながら筆者は、船入堀の工事が、果たして材木商冬木屋による請負であるのか疑問と考える。『竹橋余筆』では工事を請け負った二名のうち、一名が本材木町七町目の冬木屋太郎左衛門（生没年不詳）となるが、この名は現在の冬木家——明治維新に際して上田氏から冬木氏に改姓——が所蔵する過去帳及び系図からは確認できない。つまり新たな課題として、冬木屋が材木商として隆盛した致富の過程を明確にする必要がある。この点を明らかにすることで婚姻関係による親族との関係、実利的な関係からみた冬木屋の美術品収集がもつ意義を検討することが可能となる。

ところで冬木屋に関して従来、最も有力視される史料は『文政町方書上』である。同書では、本家七代目喜平次（一七八八—一八三〇）が述べる冬木屋の成立について、次のような記述がある。

右先祖儀、上州碓氷郡板鼻宿、農人角左衛門実子五郎右衛門と申者、承応三年年中、御当地南茅場町に初て開店仕、材木商売相始候処、其頃之儀にも候哉、年代相知不_レ申、御城内御普請之節、御材木伐出し御用被_二仰付、飛驒国え罷越、御用木伐出候節、彼地山国にて難所多、御材木出方御差支に罷成候に付、乍_レ恐自分入用を以、難所場切開、新規定相附、御用木差出候付、飛驒国何郡之内に候哉、里俗冬木道と相唱候場所、只今以有_レ之候由、其後御用御免奉_レ願^③

同書によれば冬木屋初代となる直次は上州碓氷郡板鼻宿の農人、角右衛門（一六六〇没）の実子であり、承応三（一六五四）年に江戸南茅場町で材木商として創業したことが知れる。その後、いつの時点かは定かではないが江戸城内の普請にも関係した。普請に際して飛驒より材木を伐採する際には難所に冬木屋自ら道を整備し、七代目喜平次の頃まで、冬木道として存在していたことが知れる。これらの記録は、当然ながら冬木屋側からの聞き取りによるものだが、検討に値する重要な記述となる。

これらの点から注目すべきは次の二点である。

一点目は冬木屋の致富の過程。船入堀の工事に関与した点及び、冬木屋の本業である材木商としての活動を明確にする。特に冬木屋の活動が確認できる元禄期以降の活動を中心に、二代政親（一六五三—一七〇三）、三代政郷（一六七六—一七二二）に着目する。飛驒との関係については、宝永期に冬木屋の分家である初代小平次（政史／一七二一没）が飛驒南山での元伐に町人請負として関係したことが『朝日村史』（一九九七年）で触れられるものの、より冬木屋の本分家を含めた全体的な活動を考える必要がある。^④そのため宝永期の町人請負で冬木屋の果たした役割を検討する。

二点目は冬木屋による初期のコレクションとなる三代目政郷の美術品収集。政郷により京における菩提寺、雲林院へ宝永五（一七〇八）年には大燈国師墨蹟「凜」（九州国立博物館蔵）が寄進され、さらに正徳三（一七一三）年、すでに政郷は没していたものの遺命

により英一蝶筆「仏涅槃図」(ボストン美術館蔵)が寄進された。⁽⁵⁾つまり冬木屋と主要な美術品の関係の初見は、現時点では政郷の時期となる。今回、政郷による美術品収集が確認できる新たな史料として、郡上藩二代藩主の金森頼錦(一七一三—一七六三)による『家説類聚』(個人蔵)に注目する。同書によれば政郷は、宝永五年に金森家より三件の作品を購入した記述が確認できる。本稿ではこれらの三作品について検討する。

以上の点から冬木屋の致富を元禄期から宝永期にかけての二代政親、三代政郷の経営に着目するとともに、冬木屋での比較的初期の美術品収集が確認できる金森家から入手した三件の作品を中心に、美術品収集の意義について考察する。

一 二代政親の経営

冒頭でも述べたように『竹橋余筆』の記述では、延宝三年の船入堀の工事について本材木町七町目の冬木太郎左衛門が関係したことが述べられる。この点は、冬木屋に関係する研究では、同家の致富を語る場合に引用される。しかしながら仮に冬木屋当主であった場合、二代政親の活動時期となるものの、当時二十三歳となるため疑問が残る。

ところで幕府の御大工頭であった鈴木家の記録である『鈴木修理日記』中、延宝二年の記録では、鈴木家に出入りした人物のうち、

本材木町七丁目の冬木太郎右衛門の名が記録される。太郎左衛門と太郎右衛門の相違はあるものの、居住地が同じであるため同一人物と判断される。冬木太郎左衛門については、寛永十二(一六三五)年の日光東照宮の造営に際し、石工として工事を請け負っている。⁽⁷⁾島田が『冬木沿革史』で述べる船入堀の工事の落札については、冬木屋の活動として取り上げられて以降、定説となった感がある。しかしながら直次が承応三年に江戸で開業する以前、太郎左衛門はすでに江戸で石工として活動しているため、船入堀の工事に冬木屋は関与していないこととなる。⁽⁸⁾この点を踏まえ、材木商としての冬木屋の活動を改めて検討する。

初代直次には、娘とら(一六六二—一六八四)がいた。直次の弟十兵衛(一六五八没)の子である政親に、とらを娶らせ本家二代目とした。直次が没した寛文四年、政親は十二歳であった。そのため冬木屋の経営は、政親本人が行なったとは到底考えられず、一族の年長者が後見などの形で関与したと判断される。

冬木屋の商業活動が確認できるのは、元禄期の天竜川での鹿島十分一番所(以下、番所に統一)における税の請負取り立てである。この当時の当主は二代政親。番所における請負の利益は、請負額を上回る分一税の徴収による。この点について、「遠州豊田郡鹿嶋拾分一根本記」の記録から冬木屋の活動を検討する。

番所に税の取り立ては、天和三(一六八三)年より江戸町人による請負であった。天和三年より一カ年は松坂屋、井筒屋が請け負っ

たものの、税収が請負額よりも低かったため撤退する。天和四年以降元禄元年までの間は、番所役人の手によって徴税が行われた。ただ元禄元年より江戸の町人請負に関して次のような記述がある。

江戸町人請負人

- 一、元禄元辰年御運上金千七百拾六両 白根屋喜右衛門
 - 冬木屋五郎右衛門
 - 一、同 貳巳年御運上金千八百七拾六両 同人
 - 一、同 三年御運上金千百両 同人
 - 一、同 四年御運上金千貳拾五両 同人
- 右之者共辰々未迄四ヶ年書面之金高二而御請負仕候處、過半損金仕候由にて於江戸表御訴訟申上候。内請負人定り不申、六左衛門様御直取被成候。爲定役人松野甚助と申仁并下役人四人被差置御運上物取立被成候⁹⁾

元禄元（一六八八）年より同四年まで、年間単位の運上金で請け負っていた。しかし損金が生じたため、白根屋と二代政親は、江戸表へ出訴に及んでいたことが確認できる。その後について同書では次のような記述がある。

元禄五申年々酉、戊迄三ヶ年御運上金千五百両。但シ壹ヶ年金五百両宛上納可仕旨白根屋喜右衛門、冬木屋五郎右衛門、相願

候處、願之通被仰付申ノ、五月右願人江御引渡シニ相成申候¹⁰⁾

白根屋と二代政親が元禄五年より同七年に至るまでは、年間五百両を上納することで合意した。同七年以降は江戸町人による請負ではなく、近隣の商家による請負であった。この点は、江戸町人による請負が、実質的な利益を生じさせるものではなかった事を意味する。

元禄七年以降の冬木屋の活動については、尾張の材木商、犬山屋神戸家の文書から確認できる。従来、竹内誠（一九三三—二〇二〇）により紹介された犬山屋の江戸支店の神戸彦七郎（生没年不詳）から、名古屋本店の神戸文左衛門（生没年不詳）に宛てた覚書の草稿とされる文書には、次のような記述がある。

- 一、^{（元禄八九年）}亥子兩年阿寺山御材木、奈良屋茂右衛門・冬木弥平次御買上ヶ仕候^二付、拙者仲間之儀御聞御尋^二候、中々少^二も仲間江相加里不申候
- 一、右弥平次ハ冬木五郎衛門世倅^三而御座候、五郎右衛門勝手能金子事かき申者^二而無御座候¹¹⁾

本文書の内容について竹内によれば「元禄八・九兩年分の尾張領阿寺山からの採材木を幕府に納入（御買上げ）したき旨の願書が、冬木弥平次と奈良屋茂左衛門の連名で出され、これらが許可され、事態は進行中」の件につき、名古屋本店がどのように関係し、更に冬

木屋、奈良屋の資金面についての問い合わせに対する返答となる。同書の作成された時期について、竹内は元禄九年と指摘しており、この説に信を置けば五郎右衛門とは初代直次、弥平次とは二代政親となる。同書では、政親は直次の子であり、勝手の金子を事欠くことがない人物として紹介されている。つまり初代直次の頃より、相当の富を蓄積したことが認められる。

ところで神戸家文書のうち、『神戸木材文書(三)』(徳川林政史研究所蔵)には元禄七年時点での、神戸家と奈良屋及び冬木屋との取引が確認できる資料が存在する。「覚」には次のような記述がある。

覚

一、江戸、神田茂左衛門、上田五郎右衛門方分手形飛脚二而
 登り申候。金子四百両我等共方江榎請取申候。手形
 飛脚方へ貴様分請取、手形被遣候二付、我等共方分
 如此手形仕相渡シ申候。為後日如件。

藤田浄圓 印

三宅藤左衛門 印

戌十一月二日

神戸分左衛門殿

本文書にある「戌」とは元禄七年をさす。元禄七年よりすでに、冬木屋と神戸家との取引が確認でき、かつ冬木屋は奈良屋と共に、神

戸家に四百両の支払いを手形で行ったことが確認できる。特に上田五郎右衛門とは二代政親(当時四十二歳)となり、相応の商業規模があったことがわかる。

このほか、元禄十二年の中津川地方における阿木山の材木に関しても冬木屋は関係した。この点について『青野村年代覚書』の元禄十二年条には、次のような記述がある。

九月分阿木山□嶽えくる森分江戸冬木屋金元二て、本締ハ飯沼村彦左衛門、材木ハ川下へ出シ申候⁽¹²⁾

(句点筆者)

冬木屋は金元(金主)という立場で材木の仕入れに関与していたことが確認できる。

以上の経過を通してみた場合、元禄初期には、材木の運搬を兼ねて白根屋と共に、鹿島十分一番所における税の請負取り立てを試みた。これは人足などの経営資源と材木運搬の経験を生かした経営の拡大となるが、成果は芳しいものではなく、元禄七年には撤退した。元禄七年以降の、冬木屋の活動としては犬山屋神戸家との材木取引が確認できた。また阿木山で、冬木屋は金主となり、後年に大きく関係する飛驒山林の重要性を認識する契機になったと考えられる。

二 政郷兄弟の材木商としての活動

1) 飛驒南山における元伐

初代小平次（政史）が関係した飛驒との関係に着目する。この点については『朝日村史』や飛驒における元伐に関する文献でしばしば取り上げられる。冬木屋は宝永元年より正徳二年まで飛驒南山の元伐請負であった。従来、冬木屋小平次、妻本屋十右衛門による請負とされ、また冬木屋本家も関係したことが知られる。本稿では新たな資料より冬木屋本家との関係性を明確にし、冬木屋の経営形態を検討する。

三河国田原藩の記録である『元禄十七年萬留帳』には、冬木屋及び津間本屋の手代が役所を回り、御用木の伐採のための手形を申請していることが確認できる。特に小平次の手代は又右衛門、平蔵であったことが知れる。触状の発給年次は宝永元年六月。触状では請負は冬木屋小平次と津満本屋重右エ門と記載され、さらに冬木屋喜平次すなわち四代郡高も請負に加わっていたことが確認できる。一方、宝永五年にも同様な触状が田原藩で作成された。その際、小平次の手代として多賀（屋か）平蔵の名が確認できる。つまり宝永期の飛驒における元伐請負は、先行研究でも述べられるように冬木屋に限っていえば本分家が関係していたが、さらに分家である小平次（政史）が主導的な役割を果たしていたことがわかる。

飛驒での冬木屋の活動が確認できる資料としては、『御材木一件』（徳川林政史研究所蔵）中の「木方畧年譜」がある。もともと本資料については高橋伸拓氏が既に紹介し、冬木屋らが運搬請負に関係したと紹介される⁽¹⁴⁾。本稿では冬木屋の活動を主に論じるため、改めて『御材木一件』に注目すると次のような記述がある。

寶永元年下麻生湊間秤高
六百三拾八乘 當申年正徳三巳年迄 拾ヶ年請負 江戸

冬木屋小平次
素木屋重右衛門

冬木屋弥平次
同 崑平次

右、弥平次外壺人之もの、下麻生湊肝煎佐次右衛門扣帳二名前相載有之候、小平次分家之ものニ御座候

小平次、重右衛門儀者、南方松材元伐、川下海上運送共請負被仰付、榎樞黒部樽木之儀者定式村方之もの元伐稼被仰付候

二丙 右同断 椶三千四百四拾六乘 右兩人

三戊 下麻生出高 椶四千百八拾三乘 右兩人

四亥 右同断 椶四千五百四拾四乘 同

五子 右同断

桴九百四拾乘

同

六丑

七寅

崑平次

元ノ致候手代衆、我等方へ参、飯米仕入

等、不残我等方ニ而致候。右、手代、上州

板鼻宿住居者多参候。元来、冬木屋

上田五郎右衛門申候ハ

板鼻出生之者故也。

同書には、宝永六年および同七年については記載がないが、同二年から四年が伐採された材木の数量はピークであり、その後は下降の傾向がみられる。高橋氏は『宮村紀要』での桴と挺数との関係を参考に、当時の桴一乗につき樽木二百挺で換算している。このようにみた場合、生産された樽木は宝永元年十二万七六〇〇、同二年六十八万九二〇〇、同三年八十三万六六〇〇、同四年九〇万八八〇〇、同五年一八八万となる。その後、南山においては尽山となり、植林が政策として行われたため、大半の材木が伐採されたことを意味する。¹⁵⁾

ここで冬木屋の現地での活動を考えると、重要となる資料は中井信彦（一九一六―一九九〇）によって紹介された倉科家所蔵文書の『永代万控帳』（松本市立博物館蔵）である。¹⁶⁾ 全文を把握するため、改めて同館より『永代万控帳』の提供を受けた。同書には次のような記述がある。

兄、弥平次

一 飛州御用木江戸冬木屋小平次

本記録について中井は元禄年間に係る資料と紹介する。しかしながら冬木屋による元伐請負に関する記述から、本記録は宝永元年以降正徳五年までと判断される。小平次を中心に兄弥平次（三代政郷）、喜平次（四代郡嵩）についても記載が確認できる。特に注目すべきは、冬木屋の祖直次の出身地である上州板鼻宿の人々が、人足として参加している点である。現在の冬木家が所蔵する過去帳及び系図によると、二代政親の妹てう（一六八三没）は、板鼻の細野彦兵衛（一七三三没）に嫁ぎ、さらに初代直次の弟傳兵衛は延宝五年に没するも、以後も同家は板鼻に存続した。そのため当時の板鼻に冬木屋の縁者は多く存在していたこととなる。つまり板鼻からの人足を飛驒の元伐に従事させる事は、当然、板鼻と飛驒の距離的な近さが考えられる一方で、冬木屋と縁故の深い地域からの派遣により、冬木屋による伐採の指示全般について、意向をより反映させることが可能であったためと判断される。¹⁷⁾

しかしながら結果的に冬木屋は、飛驒からの元伐請負から撤退す

る。ここで正徳年間の冬木屋に関する記録では、仙台藩による日光東照宮の普請に關し、冬木屋小平次より納入された材木八本（榎樅樅、長八間半より二間木迄）は「飛州南山方」と表記され、また冬木屋喜平次より納められた材木六十三本（榎樅、長三間一尺より二間木迄）は「飛州南方跡山」と表記される。¹⁸ これら記述は、冬木屋が幕府から請け負った飛驒南方での元伐による材木であることが知り、一部ではあるものの、その後の売却先が確認できたことになる。

このような飛驒南山での元伐請負による冬木屋の経営への影響を考えると、従来から知られるところでは正徳三年の御用金がある。¹⁹ もっともこの御用金は、過去四年間の幕府に納入した物品による売り上げの三分の一を上納させるものであり、追徴的な意味合いと解される。『続談海』の記事によれば、分家小平次、本家喜平次は各々、三十万両の御用金を上納している。これらは材木の売却益によるものと考えられ、さらに主要な仕入れ先は、先述の飛驒南山での元伐となる。そのため飛驒南山における元伐が、冬木屋の致富の主要な要因と判断される。

2) 宝永期の神田御殿を含む普請

『享保撰要類集』には、町人が登城する際、駕籠の使用について次のような記述がある。

一、五拾以下、五ヶ月切之駕籠御免之儀、表立候御用達候町人

江は被仰付候。則、先年狩野柳雪、大久保主水、其外駕籠御免被仰付候、尤御支配方々相願御免之御用達町人も御座候。

一、先年、神田御殿御普請御請負申上候節、冬木弥平次二五ヶ月切、駕籠御免被仰付候、右之外輕御用達并請負御用相勤候者、右弥平次外二覚不申候。尤常之町人江は一切、御免無御座候。²⁰

（句点筆者）

御用達町人には駕籠の使用が許可された点を述べるが、そのほかは支配する部署よりの申し出により許可されたという。また神田御殿の普請に際し、普請を請け負った冬木弥平次すなわち三代目政郷が、籠を許されたとある。

神田御殿普請の時期について検討を加える。まず『享保撰要類集』の本文書は、享保十（一七二五）年より十一年に書かれたため、それ以前の記述となる。そもそも神田御殿とは館林家上屋敷をさす。岩本馨氏によれば、綱吉は慶安四年に最初の屋敷を一橋門内に拝領したが、明暦三（一六五七）年正月に発生した、いわゆる明暦の大火で焼失したため、同年三月三日に神田橋門内に移された。²¹ 仮にこの時期であれば承応年間に初代が創業した点から活動は可能であるが、弥平次を名乗ったことが確認できるのは二代政親と三代政郷であり、明暦三年では政親五歳となるため、この時点ではない。

最も可能性が高いのは柳沢吉保（一六五六―一七一四）が拝領した江戸城内に位置する神田御殿の土地を含む、神田橋屋敷の普請である。この点については既に、宮川葉子氏により將軍の御成御殿についての研究がある。宮川氏によれば宝永二年には五代將軍徳川綱吉（一六四六―一七〇九）が吉保邸への御成を行ったのと同様に、綱齋（一六六二―一七二二）も吉保邸への御成を望んだ。特に宝永二年十二月にはこの御成のため、御殿を造営しはじめ、さらに宝永三年には新たに御殿を造営することが決定したとい²²。

つまり『享保撰要類集』で述べられる神田御殿の普請とは、宝永二年及び三年の、神田御殿を含む柳沢吉保の神田橋屋敷の普請をさし、さらに將軍の御成のための普請であったと考えられる。このことにより、当時富裕な町人となった政郷の江戸での活動を知ることができる。

三 政郷による美術品収集

1) 政郷の姻戚及び商業的關係

冬木屋の材木商としての致富の形成過程で重要となるのが、商業的な側面からみた姻戚関係及び美術品収集である。冬木屋の姻戚関係を考える上では次の二名が重要となる。

商業的關係では、二代政親の三女もん（一六九〇―一七二八）の嫁ぎ先である蔵田家との関係。もんは江戸の有力な両替商である蔵

田七郎右衛門（生没年不詳）に嫁ぎ、上田家と蔵田家の家同士の結びつきは商業上の信用につながったと考えられる。²³

文化的活動では、冬木屋三代政郷の妻だん（一六八四―一七四五）の父、坂本周齋（一六六六―一七四九）との関係。²⁴現時点で周齋の生業については糸割符とされるが、詳細は明らかにされていない。ただ周齋による『雪間草茶道惑解』（東京国立博物館蔵）によれば、親類には大棟梁を務め、享保六年に川船支配となった鶴延任（一六七八―一七五九）がいた。²⁵そのため冬木屋が周齋の娘を嫁とする背景には、商業上の理由が関係したことは十分に考えられる。

冬木屋と周齋の關係は、文化的な關係に止まらず、商業面でも大きく關係したと考えられる。先述の竹内が紹介する元禄九年に神戸彦七郎によって書かれた草稿によると、資金面での問い合わせがされた奈良屋茂左衛門（四代目神田茂左衛門。勝豊／一七一四没。以下、安休に統一）について、次のような記述がある。

茂左衛門ハ東白引廻シ不申候而難成筋目者ニ御座候

竹内によれば、安休は東白（生没年不詳）なる人物の「引廻し（世話や指図）がなくては商売が成り立たないという「筋目」（家柄の者）²⁶である」とされる。また竹内は、神戸家文書中の柏木東白の遺言状を挙げ、安休を引き廻した東白と同一人物であるとし、江戸材木市場に精通した知恵者であったと指摘する。つまり東白は材木商

としての安休に対し、顧問的立場で関係していた。なお東白の娘が神田彦七郎の妻となっており、東白は彦七郎の義父にあたる。

ところで東白を巡っては、『雪間草茶道惑解』からも記述が確認できる。唐物茶入銘「道蓮文琳」（個人蔵）を周斎や東白が一覧した記述や、東白の宅で瀬戸茶入銘「二祖」を拜見した記述が確認できる。また東白自身は、仙台藩主四代藩主の伊達綱村（一六五九—一七一九）による、元禄十四年十一月二十七日の茶会に参会しており、町人の立場から茶の湯を通じて綱村の元に入入りした⁽²⁷⁾。

一方、安休もまた周斎とは親しくした。周斎と安休は宝永六年十二月十三日に行われた怡溪宗悦（一六四四—一七一四）の茶会と一緒に参会しているほか、周斎は安休の所蔵品を拜見していることが確認できる。つまり政親および政郷と周斎、東白と安休の姻戚関係から、各々が茶の湯や道具の所有という点で共通の文化圏に属していたことが確認できる。さらにいえば致富の過程による商業上の交流が、のちの姻戚関係も含めることで、文化的活動にも影響していることが確認できる。

2) 政郷の美術品収集

金森頼錦による『家説類聚』は同家が所蔵した刀剣や茶の湯道具などの由来が詳しく記載され、茶の湯に関する記述も多い⁽²⁸⁾。千利休作の園城寺という竹花入について同書では次のような記述がある。

寛永の頃、金屋十左衛門と謂者所持したるを加州の黄門、判金百枚に代てのそみありしを、重頼の五十枚に求められしに猶、加州よりは百枚にて給はれと所望ありしとなり。寶永五年秋、頼皆代京都にて冬木彌平次と謂者へ三百五十金に代て遣られし也。同時に白雲^印兩筆一幅、眞龍巖墨跡一幅と二つにて、四百金に是も冬木方へ遣られたるなり

園城寺という竹花入は、寛永の頃、金屋十左衛門（生没年不詳）が所持した。前田利常（一五九三—一六五八）が金屋に対して、金百枚で所望したが譲らず、重頼が金五十枚で金屋から譲渡された。その後、この花入は、宝永五年秋に郡上藩初代藩主金森頼皆（一六六九—一七四〇）が京で、冬木（屋）弥平次こと政郷に三百五十金で譲渡した。さらに注目すべきは花入と共に、白雲（子）・印月（江）両筆墨蹟、龍巖徳眞墨蹟二件を四百金で譲渡したとする点である⁽²⁹⁾。

以上の作品の入手は、現時点で政郷による美術品収集が確認できる史料として重要となる。以下、これらに該当する作品について検討する。

① 千利休作竹花入銘「園城寺」（図1。東京国立博物館蔵）

本花入について周斎による名物記『中興名物記』では次のような記述がある。



図1 千利休作竹花入銘「園城寺」
東京国立博物館蔵

一、利休園城寺 金森宗和出雲守より出ル

上田小平次
今、雲州侯

利休文、如心狂歌入文、一燈文共

本花入が金森家より冬木屋に伝来したことが記される。そこで本花入の来歴を茶会記などから確認すると、利休(一五二二—一五九二)から千少庵(一五四六—一六一四)に与えられ、千家に伝わったが、寛永十二年までは金屋こと榎並十左衛門(生没年不詳)⁽³⁰⁾に伝来した。特に慶安二(一六四九)年三月五日、十左衛門の茶会で用いられたことが確認できる。⁽³¹⁾その後、本花入は松平不昧(一七五二—一八一八)が入手した。⁽³²⁾

『中興名物記』では、金屋が所持したのち、金森家を経て冬木屋が入手したとされる。しかしながら従来、本花入は家原自仙(一六三二年生)が所持したのちに冬木屋に伝来したとされる。『中興名物記』に従えば、自仙の所持については触れられていない。仮に金森家の前後で自仙が所持した点も含め、そもそも自仙が所持したとする点を検討する必要がある。この説の典拠は『茶湯古事談』である。同書は近松茂矩(一六九七—一七七八)により元文四(一七三九)年ごろに成立した茶書である。同書では、尾張の茶人である野村宗二(生没年不詳)が自仙の茶会で園城寺を拝見した内容が記録される。だが同書の記述には二点の疑問が生じる。

一点目は自仙の茶会で園城寺花入の使用が確認できない点。茶会記などから自仙が茶会で用いた花入で利休が関係するのは、利休所持の「高麗筒」(表千家蔵)である。なお自仙の生年については川崎博氏が『蕉臆余吟』(洛東遺芳館蔵)から、寛永九年であると指摘された。⁽³³⁾

二点目は同書で園城寺には少庵と書付があり、さらに「後ハ金ふんにてとめてあり」とする点。実際に東京国立博物館蔵の園城寺を確認したが、現在、金粉は確認できなかった。作品の形状や書付が一致するものの、他の茶書や名物記などによる引用の可能性が高い。『家説類聚』に信を置けば、園城寺花入を入手した金森家当主とは、茶の湯の造形が深い金森重頼(一五九六—一六五〇)である。そのため金森家の入手時期は、金屋の茶会で使用された慶安二年三

月以降、重頼の没する同三年の没するまでとなる。そのため、本花入を自仙が所持することは不可能に近い。むしろ『茶湯古事談』が茶書である性格を考えると、利休作という由緒ある花入を用いた一口切の茶会で、囲いに竹を一本も使用しなかったという逸話性にこそ重きが置かれるべきである。これらの理由から、やはり本花入は、金森家から冬木屋に譲渡されたと判断される。

② 比丘子文、月江正印両筆墨蹟「痴絶墨蹟跋」(図2。個人蔵)

従来、「白雲子、印月江両筆墨蹟」として伝来した作品。本墨蹟は大正二(一九一三)年に京都美術倶楽部で開催された売立に出品され、売立目録『上京区某氏及某氏所蔵品入札』に所載される。³⁴⁾また本墨蹟は田山方南(一九〇三—一九八〇)による『禪林墨蹟拾遺(中国篇)』で紹介された。³⁵⁾本墨蹟は二〇二二年の時点で日本国外に所蔵されており、陳健梅氏と荒井茂夫氏の協力により画像でのみ閲覧することができた。箱墨書には「両筆 白雲子/印月江」とある。特に田山は白雲子という署名について、「白雲堆裏に書す」とあるので白雲子とほんやり書いたに過ぎない」と指摘し、さらに墨蹟中、「比丘子文」とある点から筆者とした。そのため本稿でも筆者をそのように表記する。以後、本墨蹟については触れられた研究は確認できず、本稿で改めて作品に注目する。

墨蹟の内容は次の通りである。

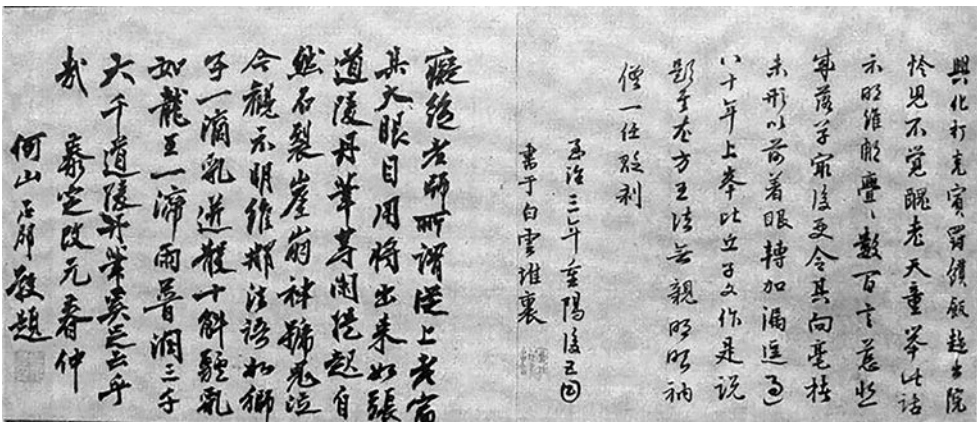


図2 比丘子文、月江正印両筆墨蹟「痴絶墨蹟跋」
個人蔵

興化打克賓罰鑽飯趁出院
伶俐不覺醜老天童拳此語
示明維那臺々數百言慈悲
成落草最後更令其向毫楮
未形以前着眼轉加漏逗過
八十年上峯比丘子文作是說
題其左方王法無親明眼衲
僧一任貶剥

至治三年重陽後五日

書于白雲堆裏 印

痴絶老師所謂從上老宿
具大眼目用將出來如張
道陵丹筆等閑提起自
然石裂崖崩神號鬼泣
今觀示明維那法語如獅
子一滴乳迸散十斛驢乳
如龍王一滴雨普潤三千
六千道陵丹筆奚足云乎
哉 泰定改元春仲

何山 正印敬題 印

本墨蹟の内容を、田山が紹介する内容から述べると、痴絶道冲（一六九—一二五〇）が天童時代に入元僧明維那に与えた法語墨蹟があり、内容は滔々數百言を費やした訓戒であり八十年後、張道陵（生没年不詳）という人が、このことを題材として絵を描いた。さらに絵の賛を至治三（一三二三）年に比丘子文が請われたが、このような絵は無きに如かず、明眼の連中ならば一蹴すべきとする。「痴絶墨蹟并題画」が存在し、さらに泰定元（一三二四）年に月江正印（一二六七生）が加跋したのが本墨蹟となる。この墨蹟を明維那は持ち帰ったが、本巻は失われ、この跋のみが残った。

当初、痴絶が明維那に与えた偈は明らかにされないが、偈には「興化打克賓」の一語があったことが知れる。この点については他にも痴絶墨蹟跋が存在しており検討が可能である。

第一に雲外雲岫、東生徳明、圓谿祖泳筆墨蹟「癡絶墨蹟跋」（重要美術品。常盤山文庫蔵）。同墨蹟の東生徳明墨蹟中に「且く道え、興化克賓を打する」とある。特に書かれた年次を記載しないものの、圓谿祖泳墨蹟中、至治壬戌（一三二二年）とあり、東生徳明墨蹟もこの頃に書かれたと考えられる³⁶。

第二に清拙正澄墨蹟「痴絶墨蹟跋」（藤田美術館蔵）。同墨蹟にも「興化克賓を打す」機縁を挙げて。至明維那に示すとあり、書かれたのは泰定三（一三二六）年である。

これらの墨蹟は一連の痴絶墨蹟跋であると判断される。またいずれの墨蹟も、書かれた年代も比丘子文の述べる痴絶没後の八十年前

後をさし合致する。これらの点から比丘子文・月江正印両筆墨蹟は、明維那に与えた痴絶墨蹟跋の新たな存在として、意義を有する作品であることが判明する。

③ 龍巖徳真墨蹟「与無夢一清偈」(図3。根津美術館蔵)

周斎による『中興名物記』には、冬木屋の所蔵した龍巖徳真墨蹟は所載されないが、『雪間草茶道惑解』では次のような記述がある。

真龍岩一幅 金森出雲守殿あり。今江戸冬木方流ル。以上三幅の内

本墨蹟は冬木屋が入手する以前は、やはり金森家が所蔵したとする。この後、本墨蹟は冬木屋を経て不昧が入手している点からも、根津本と判断される。

ところで周斎は、『雪間草茶道惑解』中、龍巖徳真墨蹟が根津本を含め、三件存在した点を指摘する。そこで残る二件の墨蹟について若干ではあるが触れておく。

一件目の墨蹟。

真龍岩 一幅紙 昔村井不及所持。銀千枚。黄金廿枚也。其後村井子孫より新在家石井承味二有。井筒休貞、坂銀八、中村内藏之助所持。御払出、銀四十七貫目。廣島平二郎ニアリ。今大

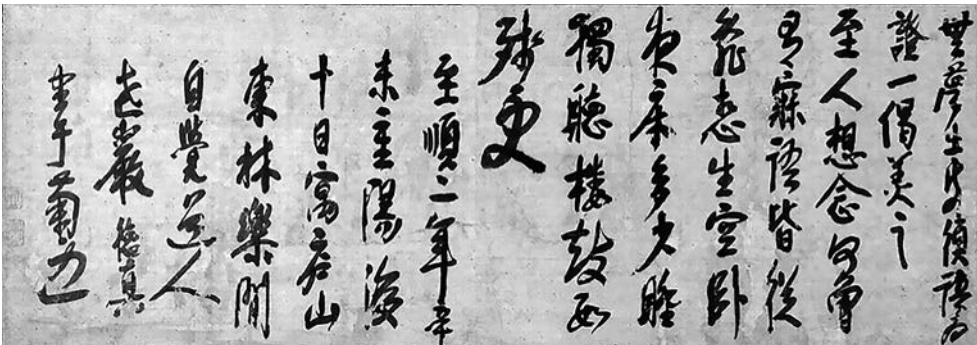


図3 龍巖徳真墨蹟「与無夢一清偈」
重要文化財 根津美術館蔵

坂からや四郎兵工にありと云。利休表具なり。内蔵之助表具改。

伝来情報では村井不及、石井承味などから、正徳四年の銀座役人である中村内蔵助の闕所入札を経て、広島屋が所持したことが述べられる。これらの伝来情報は「鉄牛号」（個人蔵）と合致しており、本墨蹟と判断される⁽³⁷⁾。

二件目の墨蹟。

真龍岩^巖禅師墨蹟 孤篷庵什物 辛酉六月廿六日拜見。絹地大横物。小堀遠江守殿寄附天下三幅の内云。

小堀遠州（一五七九—一六四七）によつて大徳寺孤篷庵に寄進された墨蹟。周斎は、辛酉すなわち元文六年六月二十六日に、孤篷庵で拜見した。孤篷庵に龍巖徳真墨蹟が存在して点は、早くから知られており、享保十一年十一月七日には近衛家熙（一六六七—一七三六）が拜見し⁽³⁸⁾、寛保元（一七四一）年には鴻池了瑛（四代目鴻池善右衛門／一六九〇—一七四五）が、やはり孤篷庵で拜見している⁽³⁹⁾。また不昧による『古今名物類聚』でも孤篷庵の所蔵品として紹介される⁽⁴⁰⁾。しかしながら従来、墨蹟の内容については知り得ない。そこで新たな史料として松尾宗二（一六七七—一七五二）の聞き書きを記録した『敝掃記補』（国会図書館蔵）に注目する。同書には「孤篷庵真龍眼墨蹟」として墨蹟の内容が記録される（図4）。この墨蹟

は桐木地の箱に収納され、甲の墨書は小堀遠州により「徳真之墨蹟」と書かれる。そのため、本墨蹟が遠州より孤篷庵に寄進された墨蹟と判断される⁽⁴¹⁾。

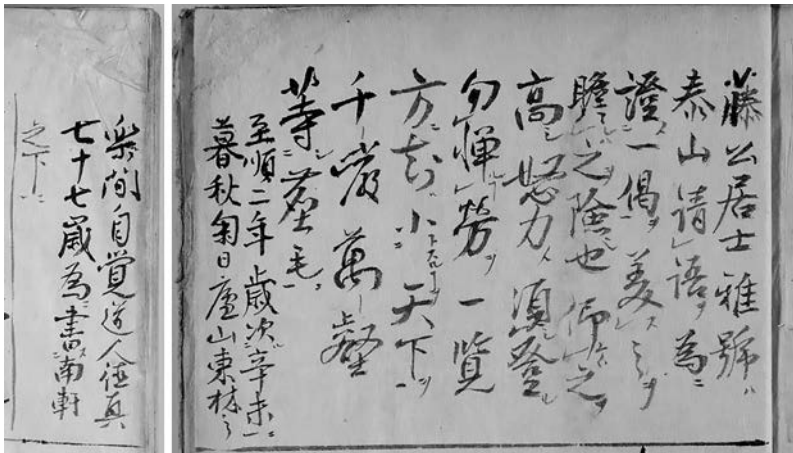


図4 孤篷庵が所蔵した龍巖徳真墨蹟「泰山号偈」
国会図書館蔵

本墨蹟は藤公居士へ泰山号を賦した内容となる。同様な墨蹟が江月宗玩（一五七四—一六四三）による『墨蹟之写』に所載され、元和（一六一五）年に遠州が江月の元に持ち込み、鑑定されている⁽⁴²⁾。そのため遠州による孤篷庵の寄進は元和元年以降となり、以後は孤篷庵に伝来したが、現在の所在は不詳。なお墨蹟内容の比較のため、上段に『敝掃記補』、下段には『墨蹟之写』を示し、異なる点を上段に□で括った。

藤公居士雅號

泰山請語為

證一偈⁽⁴³⁾美之

瞻之險也仰之

高努力須登

勿憚勞一覽

方知小天下

千巖萬壑

等塵毛

至順二年歲次辛未

暮秋旬日廬山東林之

樂間自覺道人 徳眞

七十七歳 爲書南軒

之下⁽⁴³⁾ (『敝掃記補』)

藤公居士、雅號泰山請語爲

證一偈矢之瞻之險也仰之

高努力須登勿憚勞一覽

方知小天下千巖萬壑

等塵毛

至順二年歲次辛未

暮秋旬月廬山東林之

樂間自覺道人 徳眞

七十七歳 爲書南軒之

下

(『墨蹟之写』)

以上の点から『雪間草茶道惑解』で述べられる龍巖徳眞墨蹟三件は、金森家より冬木屋が入手した墨蹟（現在、根津本）、正徳四年の闕所で売却された個人蔵品、遠州が寄進した孤篷庵旧蔵品の三件が存在していたことが確認できる。

これらの点から、千利休作竹花入銘「園城寺」は慶安二年以降同三年ごろに金森家により入手された。その後、本花入と共に、白雲子（比丘子文）・月江正印両筆墨蹟、龍巖徳眞墨蹟は宝永五年に金森家から、冬木屋三代政郷に譲渡された作品である。このことは冬木屋の初期のコレクション形態及び時期が明確になった点で重要となる。

なお利休作竹花入銘「園城寺」、龍巖徳眞墨蹟はその後、不味が入手する。特に白雲子（比丘子文）・月江正印両筆墨蹟については『雲州蔵帳』に「白雲子両筆墨蹟」として所載され、新たな不味旧蔵品であることが判明する。そのためこれら三作品は、政郷が入手して以降も冬木屋本家が所持し、その後に不味に売却されるという経緯が確認できる。

四 むすび

正徳年間に冬木屋では、本家三代政郷は深川万円町の別宅に隠居し、本家の家督は弟で四代目となる郡嵩に譲り、南新堀町で材木商

売を行う。また弟である政央が分家し、南茅場町の土地と身代三分の一を譲られた。そのため冬木屋の経営の流れとしてみた場合、宝永元年よりの飛驒南山での元伐請負に政央、政郷と郡嵩さらに津満本屋が請け負うことで、冬木屋本分家の経営の基礎がより強固となった時期と判断される。

特にこの元請で主導的な役割を果たした政央について、宝永期の活動として注目すべきは寺院への寄進である。瀧善成（一九〇八一—一九八四）の研究によれば、品川寺六地藏尊前に立つ二基の石灯籠には「宝永五戊年九月吉祥日」とあり、上田政央による寄進、瑞泰寺に現存する盥石には「宝永六乙丑年四月吉祥日」とあり上田政央により寄進されたと報告している。これらは、いずれも政央による寄進となる。⁽⁴⁴⁾ すなわち政央の実質的な材木商としての活動が確認できるのは、飛驒南山での元伐請負や、寺院への寄進も含め宝永期であることが確認できる。

特に宝永期の冬木屋本家の場合、材木商としての活動以外では宝永五年二月に、政郷が大燈国師墨蹟「凧」を檀那となっていた大徳寺雲林院に寄進する。⁽⁴⁵⁾ つまり政郷または政親以前に冬木屋によって入手された可能性がある墨蹟を、自身が檀那となった寺院に寄進する姿が確認できる。また同年秋には金森家から政郷に三作品（利休作竹花入銘「園城寺」、白雲子（比丘子文）・月江正印両筆墨蹟、龍巖徳真墨蹟）が譲渡されていた。ここでは収集と信仰という点から、政郷の美術品収集の意義について考察する。

ところで『本阿弥行状記』の第九十三段には江戸の冬木屋に関して次のような記述があることが知られる。主要な部分は次のとおりである。

東武冬木某毎度出會之砌、毎歳旅をして名所旧跡、靈仏靈社へ參べきよし、仏神に因み奉り、又は在世中の一徳なり。如何程多用の人も好けば随分なる事也。但し家業をすて、旅行をする事にてはなし。かやうなる事今日過の致す事にはあらず。⁽⁴⁶⁾

江戸の冬木何某と毎度の出會いであつた記述である。この点について横田信義氏は江戸での見聞について、「光春もしくはそれと同時に本阿弥家の誰かの手に成つたもの」とし、さらに光春が元禄十年以降に江戸に住居した点を指摘する。⁽⁴⁷⁾ そのため毎度という言葉は頻度の高さを示し、光春やそのほか本阿弥の関係者と冬木屋が何らかの接点を江戸でもつていたと考えられる。同書の後半で記述があるように、冬木屋は多くの美術品を収集した点から、この冬木屋とは深川で材木商を営んだ冬木屋であると判断される。⁽⁴⁸⁾ また同書によれば冬木屋では、毎年旅をしては名所旧跡、靈仏靈社を參詣参拝し、一徳を積んだことが紹介される。この点と道具の収集とどのような関係があるのであろうか。さらに『本阿弥行状記』中、後段には次のような記述がある。

此冬木富家故、年、珍器を買集められ候ゆゑ、我等申は、生る限りもあり、道具もよきにあつめられよと申せしに、成程其事はわれも合点ながら、一度は衰へ候事も是非ある物に候へば、其時の用意にいたす事也。勿論陰徳をすれば子孫へ其報ひありときけど、其報ひの為に陰徳をすることは、何とやら勝手づくの様子に思はれ候故、只陰徳は報ひをあてにせずして、年、心のおよぶだけは取行ひ、その余の所道具あつむると申されたり。

冬木屋が多くの美術品を収集することは、商いを行う上で衰退した場合に備えてのことであるとす。さらに陰徳を積むことは子孫への報いがあるが、あてにはせず、心の及ぶだけ行い、余裕を持って美術品を収集することを述べる。商家としての立場を反映した冬木屋当主の収集と陰徳に対する考えが反映されている。ここで収集した道具に関しては、商家としての資産という側面が確認できたが、一方で陰徳という部分については信仰という点からも検討が可能である。これまでの先行研究も含め、冬木屋による神仏の篤い点は歴代による寄進が確認できる(表1)。つまり政郷の代では、富裕になったが故に多くの美術品収集と寺院への寄進をおこなった。このことは『本阿弥行状記』で述べられるように、商家であるが故の収集と陰徳の精神が政郷に大きく反映されていることが確認できる。

本稿では冬木屋の創業より三代目に至るまでの経営及び、特に三代目政郷の活動を明確にした。また金森家より宝永五年に入手した

三作品についても明確にすることができた。初期の冬木屋における美術品収集の特色は、致富と共に、商家の性格上、資産的な意味合いとともに、陰徳という信仰の側面から収集されていたと結論することができ。

謝辞

開名寺、正眼寺、長伝寺、東京国立博物館、根津美術館、国立国会図書館、徳川林政史研究所、岐阜県歴史資料館、松本市立博物館、高崎市立中央図書館、陳健梅氏(杭州大学)、荒井茂夫氏(元三重大学)、金森家、冬木家に深謝申し上げます。

付記

本研究課題はJSPS科研費(21K12889)による。

【図版の典拠】

- 図1 ColBase 国立博物館所蔵品統合検索システム
- 図2 『禅林墨蹟拾遺』
- 図3 所蔵館よりの画像提供
- 図4 『敝掃記補』

表1 冬木屋本家四代目までの主要な寄進

【本家】	
初代直次	年次不詳
しな(直次妻)	冬木弁天を江戸の屋敷内に設けたか。
二代政親	正眼寺(箱根)の再興旦那。
	不詳

三代政郷

宝永期 冬木弁天堂を南茅場町に移築か。
宝永三年または四年 大徳寺雲林院の再興。開祖は江西宗寛。

宝永五年 雲林院に大燈国師墨蹟「凜」(九州国立博物館蔵)を寄進。

正徳二年 達磨寺(鼻高)へ鐘楼銘の喜捨。

正徳二年か 雲林院に寄進するため英一蝶への仏涅槃図(ポストン美術館蔵)の制作依頼。

年次不詳 聞名寺(板鼻)へ山門を寄進。

年次不詳 箱根の正眼寺に一族の墓石の建立か。

だん(政郷妻) 正徳二年 達磨寺(鼻高)へ娘てるの菩提を弔うため鐘楼銘の喜捨。

四代郡高 正徳三年 政郷に代わり、仏涅槃図を雲林院に寄進。

〔分家〕

初代政史 宝永五年 品川寺(江戸)に石灯籠二基を寄進(九月)。

宝永六年 瑞泰寺(江戸)に盃石を寄進(四月)。

正徳二年 達磨寺(鼻高)へ鐘楼銘の喜捨。

注

(1) 島田一郎『冬木沿革史』冬木町会、一九二六年。

(2) 浜田宗男『冬木屋(江戸時代材木問屋)の事績を探る』(1)〜(4)、『山林』一四〇六号〜一四〇九号、二〇〇一年。

(3) 国書刊行会編『徳川時代商業叢書』第一、国書刊行会、一九二三年、三三九頁。

(4) 朝日村誌編纂委員会編『朝日村史』第一巻、朝日村、一九九七年、三七六―三八一頁。

(5) 宮武慶之「英一蝶筆「仏涅槃図」(ポストン美術館蔵)にみる冬木屋上田家の周縁」茶の湯文化学会、近畿例会、於同志社大学。二〇二二年八月二十七日。

(6) 鈴木長常、鈴木長頼、鈴木棠三、保田晴男『鈴木修理日記』卷三(近世庶民生活史料未刊日記集成 第五卷)、三一書房、一九九七年、八二頁。

(7) 冬木太郎左衛門の活動は以下の文献に詳しい。

「日光東照宮造営簿」「旧幕府」第二巻第九号、原書房、一八九八年、八〇―八二頁。

(8) 冬木太郎左衛門は江戸で直次が開業するに際して、上田家の遠縁にあたる人物とも目されるが現時点では断言することはできない。

(9) 佐久間町役場編『佐久間町史』史料編二、佐久間町役場、一九六七年、一五〇―一五一頁。

(10) 前掲注(9)。

(11) 竹内誠「材木豪商・奈良屋茂左衛門考証」上『徳川林政史研究所研究紀要』第五四号(『金鱗叢書』第四十七輯所収)、徳川黎明会、二〇二〇年、六頁より再引用。

(12) 中津川市『中津川市史』中巻別編、中津川市、一九七九年、八四二頁。

(13) 岐阜県編『岐阜県史』史料編近世六、岐阜県、一九六九年、五〇二―五〇三頁。
同書には『大野郡史』を典拠として、次のような記述がある。

右六十万丁割合之義ハ四十九年已前申年、南方山不残江戸町人冬木屋小平次、津間本屋十右衛門御用木一式御請負仰付候、然所山稼ニテ渡世送り来り候村々数千之者共、及飢命候段御訴訟申上、

翌酉年より前々之通御樽木元伐被 仰付候右御用木御請負年季明

- 候二付、又々跡山御請負相願候御、南方山附村々申立候ハ、是迄御用木大分伐出、其上又候、跡山相願、樽木等伐出候てハ一向難相立二付、百姓方江戸表え罷出式三年も相詰罷在、畢竟御老中秋元但馬守様御駕籠訴仕、入牢等被 仰付候得共、右御歎之段達て申立、段々御吟味之上町人方より跡山願無取上、村方願御聞届、夫より今以無断絶山稼被 仰付候、依之元伐株ハ江戸願ニ罷出候入用等、差出候村方斗りと相心得罷在候二付、六拾万丁之割を相用、往古之稼株と相記申候
- (14) 稼数については以下の論考でも引用される。
高橋伸拓「飛騨幕領における御用木の運材と川下稼―南方を中心に―」『国文学研究資料館紀要』5号、二〇〇九年、七四頁の表2「運送請負人の変遷」。
- 岐阜県編『岐阜県林業史』上巻(飛騨国編)、岐阜県、一九八四年。(田上一生の論考)
- (15) 元伐後の植林については以下の論考に詳しい。
太田尚宏「飛騨国山林地域における元伐生産と御樽木方地役人―宝暦期を中心に―」『徳川林政史研究所研究紀要』第三十七号、徳川黎明会、二〇〇三年、一―二九頁。
高橋伸拓「飛騨幕領における木材資源の枯渇と植林政策―享保―延享期を中心に―」『徳川林政史研究所研究紀要』第四十三号、徳川黎明会、二〇〇九年、五九―七五頁。
- (16) 中井信彦『幕藩社会と商品流通』塙書房、一九六一年、一六七頁。
- (17) 岐阜県編『岐阜県林業史』上巻、岐阜県、一九八四年、一三二頁。
往還寺の鐘は西上州碓氷郡板鼻村、四郎右衛門(生没年不詳)の取立により宝永五年(一七〇八)鑄造された。宮山の伐木に際し疫病にかけ死亡した数多くの人夫の供養のためとされる。特に田上一生は四
- 郎右衛門を冬木屋の部下である可能性を指摘し、当時、冬木屋らがかなり多数の熟練した運材夫を引き連れて入山したことがわかると述べる。
- (18) 仙台市史編纂委員会編『仙台市史』資料篇2(近世1 藩政)、仙台市、一九九六年、一八〇頁。
- (19) 『統談海』には冬木屋とする人物のうち、冬木屋源四郎、冬木屋吉三郎、冬木屋三郎右衛門についても御用金が課せられた。しかし現時点で一族かどうか判断できない。
- (20) 『享保撰要類集』(七十六、二十四ノ上、町奉行所之部)、国会図書館蔵。
- (21) 岩本馨「徳川綱吉政権の武家地政策と幕臣編入家臣団の動向」『日本建築学会計画系論文集』七一―一七号、日本建築学会、二〇一五年、二一―四頁。
- (22) 宮川葉子「柳沢吉保の上屋敷(上) 神田橋屋敷と常盤橋屋敷を中心に」『国際経営・文化研究』14(2)、国際コミュニケーション学会、二〇一〇年、一一四―一五四頁。
- (23) このほかの娘は甲府勤番の松井家などに嫁いでいる。そのため冬木屋の活動から姻戚関係においても商業的な側面が考えられる。
- (24) 「だん」については現在の冬木家が所蔵する「上田家系図」中、「坂本傳兵衛娘/自性院月溪壽光大姉 延享乙丑二年七月七日/六十二歳」との記述がある。なお坂本傳兵衛とは周斎のこと。
- (25) 同書には次のような記述がある。
江戸品川後住居す其節、周斎拝見申候。鶴飛驒所持。昔仙台より鶴丹波後、古飛驒方二有之。其後、秋本但馬守殿々金百枚御所望遣、江戸おゐて周斎親類ゆへ、品川にて拝見申候。
- (26) 前掲注(11)。竹内誠「材木豪商・奈良屋茂左衛門考証」上。七頁。

- (27) 酒井巖『伊達綱村茶会記』、酒井多い、一九六八年、一七八頁。
 当日の客は柏木東白、池嶋立佐、境屋友儀、(糸屋)良齋。
- (28) 『家説類聚』の翻刻が紹介されるのは以下。
 八幡町編『郡上八幡町史』史料編一、八幡町、一九八五年。
- (29) 鈴木義秋「金森氏の入部と頼吉の善政」『図説郡上の歴史 目で見る郡上郡の歴史』郷土出版社、一九八六年、八八頁。
 三作品の売却理由について鈴木氏は、前年の宝永四年の南海・東海地震による降灰除去費用を全国の大名に課せられた際、頼吉は割当金を領民に課すのではなく、金森家の累代の所蔵品を売却することにより賄ったという。なお鈴木氏は三作品を「園城寺の花筒」(千利休作現在東京国立博物館蔵)、「白雲岬月両筆一幅」、「真龍巖墨蹟一幅」の売却であると紹介する。
- (30) 千宗室等編『茶道古典全集』第九卷、淡交社、一九五七年、三〇二頁。
 『松屋会記』によると寛永十二年四月七日朝、榎並十左衛門の茶会で使用されている。
- (31) 千宗左監修、千宗員編『江岑宗左茶書』主婦の友社、一九九八年、二七八頁。なお当日の掛物は「龍巖」とあり、表具は異なるが、のちに金森家が入手する墨蹟と同一作品の可能性がある。
- (32) なお付属する利休文とは「武蔵鐙の文」(東京国立博物館蔵)を指すが、本作品は寛延期に冬木屋にもたらされており、周斎の活躍した当時は付属していなかった。
- (33) 川崎博「蕉臆余吟」にあらわれる光琳と乾山」下、『古美術』82、三彩社、一九八七年、八八頁。
- (34) 売立目録「上京区某氏及某氏所蔵品入札」京都美術倶楽部、大正二年。
- 同書中、作品名などは以下の通り。
 白雲子 印月江両筆墨蹟 林道春箱 中茶地印金 丈九寸 巾二尺一寸六分
 なお本墨蹟は東京の道具商中村作次郎の茶会で使用され、詳細は以下に詳しい。
 高橋箒庵著、熊倉功夫、原田茂弘校注、『東都茶会記』第四卷、淡交社、一九八九年、四六二頁。
- (35) 野崎広太「茶会漫録」第七集、中外商業新報社、一九二五年、一一〇—一一一頁。
 田山方南『禪林墨蹟拾遺』中国篇、禪林墨蹟刊行会、一九七七年、図版編「一三七 月江正印、比丘子文 両筆墨蹟 痴絶墨蹟跋」および解説篇、七九—八〇頁。
 作品の寸法及び表具は以下。本紙縦二六・八糎、横六五・〇糎。一字・風帯は浅黄地鶏頭文古金襴、中廻は茶地二重蔓牡丹印金、上下は茶地絁。
- (36) 常盤山文庫編『飛梅余香』、実業之世界社、一九六七年、二六六—二六七頁。
- (37) 加藤祥平「新出の龍巖徳真墨蹟について」『國華』通号一五一七号、二〇二二年、五一—二〇頁。
- (38) 『槐記』享保十一年十一月七日の「大徳寺孤篷庵へ御成」では次のような記述がある。
 掛物 眞龍岩墨蹟 此寺ノ重物 表具 一文字青地ノ金襴 中柿地鈿子 上下同
- (39) 『了瑛居士當院御捨越之由緒』(『日本建築』より再引用)には次のような記述がある。
 孤篷庵什物雪舟和尚唐子屏風眞龍岩墨跡拙僧同道ニテ御見物

- (40) 『古今名物類聚』には以下の二作品の記述がある。
真龍岩 松平出羽守
同 大徳寺孤篷庵
- (41) 同書には表具についても記録され、寸法は三尺六寸二分、本紙縦はおよそ一尺四寸斗、軸撥黒柿、上下は浅黄緞子(裏を用いるとあり)、中廻は茶地風通、一文字風帯は花色地金襴とある。
- (42) 竹内尚次『江月宗玩墨蹟之写(禅林墨蹟鑑定日録)の研究』上、国書刊行会、一九七六年、一七九頁。
- (43) 『敝掃記補』では「美」とある。江月は「矢」としており、この読みについて竹内は「すすむ」としている。
- (44) 瀧善成「空無・正元と江戸六地蔵」『高僧伝の研究 榎田博士頌寿記念』山喜房仏書林、一九七三年、五八九頁。
- (45) 金森家の菩提寺は大徳寺山内の金龍院となる。これらの寺院及び周斎も京に居住しており、譲渡を巡る周辺の人々が京と接点を有した点にも注目できる。
- (46) 正木篤三『本阿弥行状記と光悦』大雅堂、一九四五年、六六頁。
- (47) 横田信義「本阿弥行状記とにははひ草」『國學院雜誌』第七四卷第七号、國學院大學、一九七三年、五九頁。
- (48) 元禄十年以降に活躍した冬木屋本分家の当主は二代政親、三代政郷、四代郡高、また分家小平次がいるため、いずれかは判断できない。ただ美術品収集が確認できる点で、三代目政郷である可能性が高い。

ENGLISH SUMMARY

Wealth Formation Process of Fuyukiya Lumber Dealers and Art Collections — Focusing on the Activities of Masasato III

MIYATAKE Yoshiyuki

This paper focuses on the activities of the Edo lumber merchant Fuyukiya III Masasato (1676-1712) as a lumber merchant and art collector. His father, Masachika II, was a tax collector at the Kashima Jūbunichibansho during the Genroku period (1688-1704), and his business dealings with the Inuyama-ya Kando family were also confirmed. Masasato III, who further developed his activities as a lumber merchant, participated with his younger brothers in the Hida Nanzan logging contracting business from the Hoei period to the Shōtoku period. The above points clarify the process of wealth formation. In the 5th year of the Hoei era, Masasato was able to confirm the acquisition of the following three works from Yori toki Kanamori: a bamboo vase inscribed “Onjo-ji” by Sen-no-Rikyū (owned by the Tokyo National Museum), a Ryūgan Tokushin ink rubbings (owned by the Nezu Museum), and ink rubbings by Haku-un-shi and Gekko Shō-in (owned by a private individual). The distinctive feature of Fuyukiya’s art collection during this period was that the art works were considered as assets due to the nature of the merchant family. In addition, the religious aspect of the Fuyukiya’s belief in secret charity, or the virtue of being in the presence of the gods, was confirmed through donations to temples and other institutions, leading to the conclusion that the Fuyukiya collected art from both a material and spiritual perspective.

Key Words: Fuyukiya Ueda family, Kanamori family, “Onjo-ji” by Rikyū, ink rubbings by Ryūgan Tokushin, ink rubbings by Haku-un-shi and Gekko Shō-in